



# 教えて！いなぼう！ ～猪名川町の保育料について～

保育所・認定こども園等を利用する場合、保護者が負担する基本の保育料は、保護者の所得に応じて決定します。

保育料は、国が定める上限の範囲内で猪名川町が定めた額となります。

※施設によっては、基本の保育料のほか、教育振興費や教材費等の追加の負担金が生じる場合があります。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

- 保育料の適応年齢は、「4月1日時点」における満年齢での保育料が適応となります。年度途中で誕生日を迎えられた場合でも、同様の取り扱いになります。
- 多子世帯や特別認定世帯については、保育料の負担軽減があります。  
「特別認定世帯」とは、次の世帯をいいます。
  - ・ひとり親世帯（但し、祖父母等と同居し、生計同一と判断され、父または母以外の者が算定の対象となる場合は除きます。）
  - ・在宅障がい児（者）がいる世帯
- 町民税額の変更、離婚・結婚、生活保護の開始・廃止、在宅障がい児（者）がいる世帯になった等、変更が生じた場合は、速やかにこども課まで届出てください。

## 《保育料の決定、切り替え時期》

4月から8月分までの保育料は、前年度の町民税所得割課税額、9月から3月までの保育料は、当年度の町民税所得割課税額により保育料を決定します。このため、保育料の決定通知は、4月から8月分及び9月から3月分の年2回交付を行います。

ただし、保育料決定後、税額の更正などが生じた場合は、保育料の変更を行います。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（令和元年度）の町民税所得割課税額に基づく保育料					当年度（令和2年度）の町民税所得割課税額に基づく保育料						

## 《保育料の支払先》

- (1) 認定こども園を利用 ⇒ 保育料は、利用中の園に支払い（納期限は園が設定）
- (2) 私立保育所・町立保育所を利用 ⇒ 保育料は、町へ支払い（納期限は毎月10日）  
※他市町の公立保育所を利用の場合は、受入れ先の市町へ支払い

《3号認定（保育所・認定こども園）保育料表》

単位：円

階層	世帯区分		多子区分	標準時間	短時間	多子カウント
				0～2歳児	0～2歳児	
1	生活保護世帯		第1子	0	0	年齢制限なし
			第2子	0	0	
			第3子	0	0	
2	町民税非課税世帯		第1子	0	0	
			第2子	0	0	
			第3子	0	0	
	特別認定		第1子	0	0	
			第2子	0	0	
			第3子	0	0	
3	町民税所得割48,600円未満		第1子	14,700	14,400	
			第2子	7,350	7,200	
			第3子	0	0	
	特別認定		第1子	6,850	6,700	
			第2子	0	0	
			第3子	0	0	
4-1	町民税所得割69,500円未満		第1子	17,600	17,300	年齢制限なしあり
			第2子	8,800	8,650	
			第3子	0	0	
	特別認定		第1子	8,800	8,650	年齢制限なし
			第2子	0	0	
			第3子	0	0	
4-2	町民税所得割77,101円未満		第1子	21,700	21,300	年齢制限あり
			第2子	10,850	10,650	
			第3子	0	0	
	特別認定		第1子	9,000	9,000	年齢制限なし
			第2子	0	0	
			第3子	0	0	
町民税所得割81,600円未満		第1子	21,700	21,300	年齢制限あり	
		第2子	10,850	10,650		
		第3子	0	0		
4-3	町民税所得割97,000円未満		第1子	29,000		28,500
			第2子	14,500		14,250
			第3子	0		0
5-1	町民税所得割135,000円未満		第1子	36,200		35,500
			第2子	18,100		17,750
			第3子	0		0
5-2	町民税所得割169,000円未満		第1子	44,500		43,700
			第2子	22,250		21,850
			第3子	0		0
6-1	町民税所得割231,000円未満		第1子	55,300	54,400	
			第2子	27,650	27,200	
			第3子	0	0	
6-2	町民税所得割301,000円未満		第1子	61,000	59,900	
			第2子	30,500	29,950	
			第3子	0	0	
7-1	町民税所得割368,000円未満		第1子	73,100	71,800	
			第2子	36,550	35,900	
			第3子	0	0	
7-2	町民税所得割397,000円未満		第1子	80,000	78,600	
			第2子	40,000	39,300	
			第3子	0	0	
8	町民税所得割397,000円以上		第1子	90,000	88,400	
			第2子	45,000	44,200	
			第3子	0	0	

※ 多子カウントの年齢制限について

● 年齢制限なし

＜所得要件＞町民税所得割が**57,700円未満**の世帯、町民税所得割が**77,101円未満**の特別認定世帯  
 ＜多子カウント方法＞年齢に関わらず、「**生計を一にする兄・姉**」をカウントして第何子にあたるのかを確認します。

● 年齢制限あり

＜所得要件＞上記以外の世帯  
 ＜多子カウント方法＞「**小学校就学前までの兄・姉**」をカウントして第何子にあたるのかを確認します。

## 《祖父母等と同居している世帯の保育料の取扱いについて》

基本は父母の町民税所得割課税額を基に保育料を決定しますが、父母のほか、祖父母等と同居している世帯（住民票上の世帯が異なる場合も含む）において、父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる場合は、祖父母等（いずれか一番高い方）の町民税所得割課税額を保育料の算定対象として決定します。祖父母等の町民税所得割課税額を保育料の算定対象とする場合の基準は次のとおりです。

1 父母が次の（１）から（３）の全てに該当する場合は、父母の町民税所得割課税額で算定  
（１）施設を利用している児童を税法上、扶養家族としていること。  
（２）施設を利用している児童を健康保険において、扶養家族としていること。  
（３）その世帯において最多収入、最多納税の者であること。

2 父母が上記１の（１）から（３）のいずれかが該当しない場合は、上記１の（１）から（３）までの該当の有無を総合的に勘案するなかで、祖父母等（いずれか一番高い方）の町民税所得割課税額を保育料の算定対象とする場合があります。

ただし、父または母の前年収入金額が103万円以上であれば、父母のみの収入で生計を維持していると判断し、父母の町民税所得割課税額のみを保育料の算定対象とします。

※ 収入金額には、児童手当、児童扶養手当、障害年金等課税外収入も含まれます。

※ 祖父母等と住民票上の世帯が異なる場合であっても、同住所に居住し、生計が同一である場合は、祖父母等と同居している世帯として取扱います。

## ◆保育料の算定対象者を変更することができます◆

祖父母等の町民税所得割課税額を保育料の算定対象として決定した後、父または母の収入が、今後において上記の収入金額（年収103万円とした場合の月額相当額）等を超えることが見込まれる場合は、保育料の算定対象者を祖父母等から父母のみに変更することができます。

この場合、直近3月分の収入を証明できる書類（給与明細等）をご提出いただき確認の上、申出のあった翌月から父母のみの所得により保育料を再認定いたします。

※ 内容により提出する書類が異なりますので、あらかじめ町こども課までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

猪名川町生活部こども課（子育て支援担当）  
〒666-0292  
兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1  
TEL：072-767-7477



## 保育料関係 よくある質問

Q1

月の途中で保育所や認定こども園を退園しますが、保育料は日割りになりますか？また、月の途中で他市町に引っ越しをしますが、園の利用を継続する場合、保育料はどうなりますか？

A1

保育料については、原則月額での利用となります。月の初日に在籍していれば、途中で退所される場合も1ヵ月分の保育料が必要です。また、月の途中で他市町へ引っ越しをする場合、当月分については猪名川町の住民として在籍することとなり、翌月から転出先の市町から利用することとなります。（保育料は各市町の定める額）

なお、月の途中に入所する場合も1ヵ月分の保育料が必要です。

Q2

家庭の都合により1日も登園しなかった場合や夏休み等の長期休業期間で1ヵ月間1日も利用が無い場合でも、保育料は必要ですか？

A2

家庭の都合により1日も登園しなかった場合や長期休業期間であっても、その月に在籍をしている場合、保育料は必要となります。

Q3

住宅ローン控除等により、町民税所得割課税額が減額されていますが、保育料は減額された後の町民税所得割課税額で算定されますか？

A3

保育料の算定については、税額控除（寄付金控除・住宅取得控除・配当控除・外国税額控除等）前の税額で計算するため、減額前の町民税所得割課税額により算定を行います。

Q4

離婚や結婚、生活保護の開始や廃止があった場合、在宅障がい児（者）がいる世帯になった場合、町民税額に変更のあった場合の保育料の算定はどうなりますか？

A4

結婚・離婚や生活保護の開始・廃止になった、在宅障がい児（者）がいる世帯になった場合等、世帯の状況に変更があった場合は、保育料が変更となる場合がありますので、速やかにこども課までご連絡ください。保育料の変更がある場合は、原則翌月からの変更となります。

また、町民税額に変更が生じた場合についても、速やかにこども課までお知らせください。